

(設置)

**第1条** 市民のスポーツの振興を図るため、スポーツの用に供するための施設（以下「地域体育館」という。）を設置する。

2 地域体育館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

**第2条** 地域体育館においては、次の事業を行う。

(1) スポーツのための施設の提供

(2) スポーツの講習会等のための施設の提供

(3) スポーツに関する研修及び会議のための施設の提供（京都市東山地域体育館、京都市山科地域体育館、京都市下京地域体育館、京都市右京地域体育館、京都市桂川地域体育館及び京都市醍醐地域体育館に限る。）

(4) スポーツの指導及び講習会の実施

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

**第3条** 地域体育館の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 前条各号に掲げる事業に係る業務

(2) 地域体育館の維持管理に係る業務

(3) その他市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

**第4条** 地域体育館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開館時間 午前9時から午後9時まで

休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(利用の許可)

**第5条** 地域体育館を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用制限)

**第6条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地域体育館の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(利用料金)

**第7条** 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、トレーニングルームの利用料金を徴収しない。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (5) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (6) 前各号に掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。）

(利用料金の還付)

**第8条** 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

**第9条** 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

**第10条** 利用者は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可

を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

**第11条** 利用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

**第12条** 利用者は、地域体育館の利用を終了し、又は利用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

(京都市都市公園条例の適用)

**第13条** 地域体育館のうち都市公園法第2条第2項に規定する運動施設であるものに対する京都市都市公園条例の適用については、同条例第13条中「この条例」とあるのは、「この条例及び京都市地域体育館条例」とする。

(委任)

**第14条** この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成5年7月19日規則第44号で平成5年8月4日から施行)

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他地域体育館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

**附 則** (平成6年4月7日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成6年8月23日規則第44号で平成6年8月25日から施行)

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他京都市桂川地域体育館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

**附 則** (平成8年12月5日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成9年3月21日規則第102号で平成9年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他京都市醍醐地域体育館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

**附 則** (平成10年5月22日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成10年9月17日規則第55号で平成10年11月1日から施行)

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他京都市山科地域体育館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

**附 則** (平成12年12月7日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成12年12月27日規則第77号で平成13年3月14日から施行)

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他京都市東山地域体育館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

**附 則** (平成17年3月25日条例第72号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則** (平成17年9月1日条例第16号)

この条例は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛西第二地区土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

(京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛西第二地区土地区画整理事業の換地処分公告があった日は、平成17年9月2日)

**附 則**（平成17年12月26日条例第59号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市地域体育館条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市地域体育館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

**附則別表**

第4条	第5条
第9条第1項	第10条第1項

**附 則**（平成19年10月17日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（平成20年1月7日規則第63号で平成20年3月24日から施行）

（準備行為）

- 2 使用の許可の申請その他京都市右京地域体育館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

**附 則**（平成21年3月31日条例第87号）

（施行期日）

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（平成21年3月31日規則第154号で平成21年5月1日から施行）

（準備行為）

- 2 使用の許可の申請その他京都市左京地域体育館、京都市中京地域体育館、京都市下京地域体育館、京都市吉祥院地域体育館、京都市久世地域体育館、京都市伏見東部地域体育館及び京都市伏

見北部地域体育館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

- 3 前項に定めるもののほか、使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

**附 則**（平成25年3月29日条例第72号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年11月11日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成26年3月25日条例第124号）

（施行期日）

- 1 この条例中別表第2備考以外の部分の改正規定（「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「部分使用」を「部分利用」に改める部分を除く。以下同じ。）、次項及び附則第3項の規定は平成26年4月1日から、その他の改正規定は平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 地域体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

- 3 別表第2備考以外の部分の改正規定による改正後の京都市地域体育館条例別表第2の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成31年3月28日条例第75号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の京都市地域体育館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市地域体育館の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

**附 則**（令和4年3月30日条例第56号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の京都市地域体育館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市地域体育館の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

**別表第1**（第1条関係）

名称	位置
京都市左京地域体育館	京都市左京区田中玄京町44番地の2
京都市中京地域体育館	京都市中京区西ノ京北小路町4番地
京都市東山地域体育館	京都市東山区清水五丁目130番地の6
京都市山科地域体育館	京都市山科区榊辻西浦町1番地の12
京都市下京地域体育館	京都市下京区川端町13番地
京都市吉祥院地域体育館	京都市南区吉祥院砂ノ町47番地
京都市久世地域体育館	京都市南区久世大築町36番地
京都市右京地域体育館	京都市右京区太秦下刑部町12番地
京都市桂川地域体育館	京都市西京区上桂今井町131番地
京都市醍醐地域体育館	京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1
京都市伏見東部地域体育館	京都市伏見区醍醐辰巳町4番地の1
京都市伏見北堀公園地域体育館	京都市伏見区深草大亀谷五郎太町23番地
京都市伏見北部地域体育館	京都市伏見区竹田醍醐田町17番地の6

別表第2（第7条関係）

区分			単位	利用料金	
				ア	イ
体育室	全面利用	京都市東山地域体育館、京都市山科地域体育館、京都市下京地域体育館、京都市右京地域体育館、京都市桂川地域体育館、京都市醍醐地域体育館及び京都市伏見北堀公園地域体育館	1時間	円 2,820	円 2,350
		その他の地域体育館		1,410	1,240
	部分利用（京都市東山地域体育館、京都市山科地域体育館、京都市下京地域体育館、京都市右京地域体育館、京都市桂川地域体育館、京都市醍醐地域体育館及び京都市伏見北堀公園地域体育館のみ）			別に定める。	
トレーニングルーム（京都市山科地域体育館及び京都市伏見北堀公園地域体育館のみ）			1人1回につき	460	
			1人1月につき	4,600	
会議室（京都市東山地域体育館、京都市山科地域体育館、京都市下京地域体育館、京都市右京地域体育館、京都市桂川地域体育館及び京都市醍醐地域体育館のみ）			1時間	780	
付属設備			別に定める。		

備考1 ア欄は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。

2 体育室を運動競技場以外の目的に利用する場合における利用料金の上限額は、この表の規定により計算した額の2倍に相当する額とする。

3 利用者が入場料（利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場

の対価をいう。)を徴収する場合において、その収入額の100分の15に相当する額がこの表の規定により計算した額(2の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額。以下この備考において同じ。)を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の15に相当する額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。ただし、学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に利用する場合において、その収入額の100分の10に相当する額がこの表の規定により計算した額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の10に相当する額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 4 第4条に掲げる開館時間を超えて体育室を利用する場合の利用料金の上限額は、1時間までごと(超える時間が30分未満の場合を除く。)に、この表に掲げる額(2又は3の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額について利用の単位に応じて計算した1時間当たりの額)に3を乗じて得た額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。